

料金表(3割負担の場合)

<従来型個室>

単位数単価:6級地(10.33)

項目		要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
保険 対象	基本サービス費単位	446	555	596	665	737	806	874
	1. 夜勤職員配置加算(Ⅰ)	13						
	2. サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	6						
	3. 送迎加算(往復)	368(片道184)						
	4. 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (所定単位数の8.3%)	1日あたりの概算						
		68	77	82	87	93	99	105
	5. 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ) (所定単位数の2.3%)	1日あたりの概算						
	19	21	23	24	26	27	29	
6. 介護職員等ベースアップ等支援加算 (所定単位数の1.6%)	1日あたりの概算							
	13	15	16	17	18	19	20	
	費用総額(保険対象分)	9,503	10,763	11,404	12,189	13,026	13,821	14,616
	介護保険から給付される金額	6,652	7,534	7,982	8,532	9,118	9,674	10,231
	7. 利用者負担金(保険対象分)	2,851	3,229	3,422	3,657	3,908	4,147	4,385
保険 対象外	8. 食費	1,500(朝食:435円 昼食:576円 夕食:489円)						
	9. 滞在費	1,270						
	負担額合計(7+8+9)	下記1日あたりの利用料						

1日あたりの利用料(概算) * 送迎往復含み

	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
介護保険負担限度額適用なし	5,621	5,999	6,192	6,427	6,678	6,917	7,155

加算体制

サービス種類	単位	算定要件
夜勤職員配置加算(Ⅰ) (短期入所生活介護のみ)	13単位/日	夜勤を行なう介護職員・看護職員の数 が最低基準を1人以上上回っている場合。
サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	6単位/日	常勤職員75%以上
介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数の8.3%	*所定単位数:基本サービス費に各種加算減算を加えた 1月あたりの総単位数の為、1日あたりの単位数とは 若干の誤差が生じます。
介護職員等特定等処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数の2.3%	*所定単位数:基本サービス費に各種加算減算を加えた 1月あたりの総単位数の為、1日あたりの単位数とは 若干の誤差が生じます。
介護職員等ベースアップ等支援加算	所定単位数の1.3%	*所定単位数:基本サービス費に各種加算減算を加えた 1月あたりの総単位数の為、1日あたりの単位数とは 若干の誤差が生じます。

料金表(3割負担の場合)

<多床室>

単位数単価:6級地(10.33)

項目		要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
保険 対象	基本サービス費単位	446	555	596	665	737	806	874
	1. 夜勤職員配置加算(Ⅰ)	13						
	2. サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	6						
	3. 送迎加算(往復)	368(片道184)						
	4. 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (所定単位数の8.3%)	1日あたりの概算						
		68	77	82	87	93	99	105
	5. 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ) (所定単位数の2.3%)	1日あたりの概算						
	19	21	23	24	26	27	29	
6. 介護職員等ベースアップ等支援加算 (所定単位数の1.6%)	1日あたりの概算							
	13	15	16	17	18	19	20	
	費用総額(保険対象分)	9,503	10,763	11,404	12,189	13,026	13,821	14,616
	介護保険から給付される金額	6,652	7,534	7,982	8,532	9,118	9,674	10,231
	7. 利用者負担金(保険対象分)	2,851	3,229	3,422	3,657	3,908	4,147	4,385
保険 対象外	8. 食費	1,500(朝食:435円 昼食:576円 夕食:489円)						
	9. 滞在費	950						
	負担額合計(7+8+9)	下記1日あたりの利用料						

1日あたりの利用料(概算) * 送迎往復含み

	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
介護保険負担限度額適用なし	5,301	5,679	5,872	6,107	6,358	6,597	6,835

加算体制

サービス種類	単位	算定要件
夜勤職員配置加算(Ⅰ) (短期入所生活介護のみ)	13単位/日	夜勤を行なう介護職員・看護職員の数 が最低基準を1人以上上回っている場合。
サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	6単位/日	常勤職員75%以上
介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数の8.3%	*所定単位数:基本サービス費に各種加算減算を加えた 1月あたりの総単位数の為、1日あたりの単位数とは 若干の誤差が生じます。
介護職員等特定等処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数の2.3%	*所定単位数:基本サービス費に各種加算減算を加えた 1月あたりの総単位数の為、1日あたりの単位数とは 若干の誤差が生じます。
介護職員等ベースアップ等支援加算	所定単位数の1.3%	*所定単位数:基本サービス費に各種加算減算を加えた 1月あたりの総単位数の為、1日あたりの単位数とは 若干の誤差が生じます。